

移動等円滑化取組計画書

令和3年 7月 30日

住 所 静岡県浜松市中区旭町 12-1  
事業者名 遠州鉄道株式会社  
代表者名 取締役社長 斉藤 薫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両の整備に関する事項
- ・当社では1日の利用者3000人以上で対象となる4駅のうち、バリアフリー化が未達成である第一通り駅、西鹿島駅については、用地の確保や周辺施設・自治体の協力が不可欠であり、実現のハードルが高いものの、関係者との協議を継続していく。
  - ・3000人以下の駅についても改修が可能な駅についてはバリアフリー化を推進しており、高架駅でバリアフリー未対応の八幡駅については、エレベーター設置及び多機能トイレ等のバリアフリー化を耐震補強工事とあわせて、本年度より工事を開始する。
  - ・保有車両14編成については、バリアフリー対応は完了している。
- (2) 旅客支援、情報共有、教育訓練等に関する事項
- ・外部講習である交通サポートマネージャー研修へ運輸係員を順次参加させ、社内教育の場である業務研修会において情報の共有を図る。
  - ・運輸係員のサービス介助士資格取得を推進しており、本年度には100%取得予定。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
八幡駅	・バリアフリー化工事（令和3年度・令和4年度）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
既存駅整備 車両更新	公共交通移動円滑化基準に適合した駅の更新計画を進める。 バリアフリー基準を満たした車両の更新計画を進める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両乗降用スロープ配備	簡易スロープを全車両に配備、車椅子での利用者に対して駅員及び乗務員が乗降の際に介助を行う。
声掛け、見守り、情報共有	駅員及び乗務員により、声掛けや見守りを今後も継続して行う。 運転指令より列車無線にて乗務員への情報共有を今後も継続して行う。
高齢者、障害者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	駅員及び乗務員のサービス介助士資格所有を本年度中に <b>100%</b> とする。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	ホームページにて駅施設（多機能トイレ・エレベーター・スロープの有無等）の情報を発信する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	交通サポートマネージャー研修等の外部研修を継続して受講し、受講者を中心に情報共有を行なう。
資格取得	全駅員及び乗務員がサービス介助士資格を取得

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ミライロ ID への登録 ホームページでの 情報公開	ミライロ HP への情報公開  駅施設の情報公開

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高齢者、障がい者等のお客様からいただいたご意見を集約し、今後の介助サービスに努める
---

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

### V 計画書の公表方法

ホームページに掲出
-----------

### VI その他計画に関連する事項

特になし
------

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。